

平成21年4月30日

食品安全部企画情報課検疫所業務管理室

(担当)室長補佐 小柳(2462)

梅田(2470)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3595)2333

(Fax) 03(3591)8029

健康状態質問票の不徴収について

新型インフルエンザ対策については、平成21年4月28日から検疫の強化を図ることとし、全国の検疫所において、氏名、住所、連絡先、出国地、症状等を記入した健康状態質問票を徴収することとしておりましたが、通常の検疫対応からの移行時期における初期対応の遅れ等により、入国者からの健康状態質問票の一部に不徴収がありましたのでお知らせします。

なお、平成21年4月29日午後からは全員の健康状態質問票を徴収しています。

1. 対象航空便

検疫所名	便数	対象者数
成田空港	37	確認中
東京空港	25	約5,000人
中部空港	24	約2,500人
関西空港	49	約3,300人

2. なお、不徴収のあったこれら対象者については、通常の検疫において健康状態が確認されており、その後健康状態に異状が報告されている者はいません。